

＜相続の承認又は放棄の期間の伸長＞

1 概要

相続が開始した場合、相続人は次の三つのうちのいずれかを選択できます。

ア 相続人が被相続人（亡くなった人）の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐ単純承認

イ 相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない相続放棄

ウ 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ限定承認

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月の熟慮期間内に、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければなりません。もともと、この熟慮期間内に相続人が相続財産の状況を調査しても、なお、単純若しくは限定の承認又は放棄を決定できない場合には、家庭裁判所は、申立てによりこの3か月の熟慮期間を伸長することができます。

2 申立人（申立てができる人）

- ・ 利害関係人（相続人も含む。）
- ・ 検察官

3 申立先

- ・ 被相続人の最後の住所地の家庭裁判所となります。
- ・ 被相続人の最後の住所地が茨城県内の場合の申立先、郵送提出の場合の宛先は、水戸家庭裁判所管轄一覧表（家事）をご覧ください。
- ・ 被相続人の最後の住所地が茨城県以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・ 収入印紙・・・期間伸長の対象となる相続人1人につき800円分
- ・ 連絡用の郵便切手・・・期間伸長の対象となる相続人1人につき110円×5枚
合計550円分

5 申立てに必要な書類

- ・ 申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
 - ・ 申立人の戸籍謄本及び被相続人の除籍謄本、住民票の除票等
- ※ 戸籍謄本等については、被相続人と申述人の関係によって揃えていただく

ものが異なりますので、次のページの説明を参考に揃えてください。

なお、戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

6 その他

申立ては、原則として、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内にしなければならないと定められています。

相続の承認又は放棄の期間の伸長の際に必要な添付書類

戸籍について

- 1 「戸籍謄本」「改製原戸籍謄本」「除籍謄本」「全部事項証明書」という名称の場合がありますが、名称にかかわらず下記のとおりお取り下さい。
- 2 戸籍は必ず「謄本」「全部事項証明書」をお取り下さい。「抄本」「個人事項証明書」は不可

【共通】

- 1 被相続人の住民票の除票又は戸籍附票
- 2 利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料（親族の場合、戸籍等）
- 3 伸長を求める相続人の戸籍

【被相続人の配偶者に関する申立ての場合】

- 4 被相続人の死亡の記載のある戸籍

【被相続人の子又はその代襲者（孫、ひ孫（第一順位相続人））に関する申立ての場合】

- 4 被相続人の死亡の記載のある戸籍
- 5 代襲相続人（孫、ひ孫）の場合、被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍

【被相続人の父母・祖父母等（直系尊属（第二順位相続人））に関する申立ての場合】

- 4 被相続人の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍
- 5 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍
- 6 被相続人の直系尊属に死亡している方（相続人より下の代の直系尊属に限る（例：相続人祖母の場合、父母と祖父））がいる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍

【被相続人の兄弟姉妹及び代襲者（おいめい（第三順位相続人））に関する申立ての場合】

- 4 被相続人の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍
- 5 被相続人の子（及び代襲者）で死亡している方がいる場合、その子（及び代襲者）兄弟姉妹の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍

- 6 被相続人の直系尊属の死亡の記載がある戸籍
- 7 代襲相続人（おいめい）の場合、被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍

- 注 1 上記戸籍謄本中、重複（共通）するものは、いずれか1通で足りません。
 - 注 2 同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件又は相続放棄受理申述事件が先行している場合、その事件で提出済のものは不要です。
 - 注 3 限定承認の申述をする人が未成年者及び被後見人の場合は、法定相続人や後見人の戸籍謄本又は登記事項証明書が別に必要となることがあります。
 - 注 4 書類を確認した結果、上記以外の書類の提出をお願いすることもあります。
- ※ 詳細については、管轄の家庭裁判所にお問い合わせください。